

税制上の優遇措置について

学校法人 五島育英会
法人本部 財務部財務課

東京都市大学塩尻高等学校・スポーツ振興資金に対する寄付金は、下記の税制上の優遇措置を受けることができます。

■個人の場合

個人の方がご寄付された場合、次に掲げる控除を受けることができます。

① 所得税の寄付金控除

「税額控除」と「所得控除」の2つの制度があり、寄付者はどちらか一方の制度を選択できます。

①A 税額控除

(寄付金額※1－2千円) × 40% = 控除額※2 ……税額から控除されます。

①B 所得控除

寄付金額※3－2千円 = 寄付金控除額 ……課税所得から控除されます。

※1・3 総所得金額等の40%を限度とする。 ※2 所得税額の25%を限度とする。

② 住民税の寄付金税額控除

長野県に在住の方がご寄付をされた場合、次の計算方式による額について住民税の寄付金税額控除を受けることができます。

$$(\text{寄付金額※4} - 2 \text{千円}) \times \left[\begin{array}{l} \text{塩尻市に在住している方} \cdots 10\% \\ \text{塩尻市以外の長野県内に在住している方} \cdots 4\% \end{array} \right] = \text{控除額}$$

※4 総所得金額等の30%を限度とする。

(注) 税制上の優遇措置を受ける場合は、必ず申告者名義でご寄付ください。

■法人の場合

寄付金額を上限として、次の計算方式による額について損金に算入することができます。

$$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{寄付を支出した事業年度の所得} \times 6.25\%) \times \frac{1}{2} = \text{損金に算入可能額}$$

平成30年分の税制上の優遇措置を受ける場合は、平成30年12月中にご寄付ください。

税制上の優遇措置を受けるために必要な書類等は、平成31年2月上旬に、寄付申込書にご記入いただいたご住所・お名前宛に発送いたします。

(2018年11月1日現在法令等)